

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)	1
○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)	2

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

一 ～ 四	（略）	貨物	地域
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（十一） （略） （十二） 冷媒用の液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリフアティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの （十三）～（十九）		（略）
三 ～ 六 ～ 一	（略）		（略）

一 ～ 四	（略）	貨物	地域
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（十一） （略） （十二） 冷媒用に使用することができ る液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリフアティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの （十三）～（十九）		（略）
三 ～ 六 ～ 一	（略）		（略）

別表第二く別表第三の三 (略)

一四	(二)く(七) (略)	(略)
一五・ 一六	(八) 削除 (九)く(十二) (略)	(略)

別表第二く別表第三の三 (略)

一四	(二)く(七) (略)	(略)
一五・ 一六	(八) 電気制動シャッター(カメラ用 に設計したものを除く。)であつて 、経済産業省令で定める仕様のもの (九)く(十二) (略)	(略)